

特殊詐欺対策機器購入費補助金

マニュアル



愛西市

企画政策部 危機管理課

目 次

1. 特殊詐欺対策機器購入費補助金の概要

1) 目的 P 1
2) 補助金を申請できる方 P 1
3) 補助対象となる特殊詐欺対策機器 P 1
4) 補助対象となる経費 P 2
5) 補助対象とならない経費 P 2
6) 補助金額 P 3
7) 申請、完了報告について P 3
8) 申請の受付場所 P 3

2. 補助金の手続きについて

1) 申請から補助金交付までの流れ P 4
2) 交付申請書類の提出について P 5
3) 機器の購入・設置について P 6
4) 事業完了報告書類の提出について P 7
5) 補助金額の確定について P 8

3. 補助金関係書類の記載例

4. よくある質問

..... P 1 2

・ ・ 1. 特殊詐欺対策機器購入費補助金の概要 ・ ・

1. 目的

特殊詐欺対策機器の普及を促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上のひとり暮らしの方などによる特殊詐欺対策機器の購入に要する費用の一部を補助します。

※市の予算の範囲内での補助金交付となります。

2. 補助金を申請できる方

補助対象者は市内に住所を有し、令和9年3月31日時点で、65歳以上（昭和37年4月1日以前に生まれた方）で次の①、②、③のいずれかの要件を満たす方となります。

①65歳以上のひとり暮らしの方

②65歳以上の方のみで構成される世帯の方

③日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方

※1世帯につき1台・1回限り

※過去に同種の補助金の交付を受けた方は対象外



必ず機器購入前に補助金の交付申請をし、交付決定を受けてください。

3. 補助対象となる特殊詐欺対策機器

通話録音機能や着信拒否機能を内蔵する固定電話機又は同様の機能がある固定電話機に接続する機器

※自宅に設置した新品に限ります。

【特殊詐欺対策機器の例】

○（公財）全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に記載の固定電話機又は固定電話に接続する機器

（公財）全国防犯協会連合会ホームページのQRコード



○固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の
応答をし、録音を行う機能を有する機器

- ① ㈱レッツ・コーポレーション 振込め詐欺見張り隊
- ② ㈱太知ホールディングス 防犯対策電話録音機 など

○固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を
発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信
を切断する機能を有する機器

- ③ トビラシステムズ(株) トビラフォン など ※管理サーバの利用料必要

○通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

- ④ シャープ(株) JD-AT82CL
- ⑤ パナソニック(株) VE-GDL45L など

4. 補助対象となる経費

- 特殊詐欺対策機器の購入費
 - 特殊詐欺対策機器の設置工事費
- ※カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引き等を利用し
た分は補助対象となる経費から除きます。

5. 補助対象とならない経費

- ナンバーディスプレイに関する費用
- 管理サーバの利用料
- 送料など

6. 補助金額

補助対象となる経費の合計の2分の1（上限6,000円）
※100円未満切り捨て

7. 申請、完了報告について

《受付開始》

令和8年4月1日(水) から

※市の予算の範囲内での補助金受付となります。

《事業の完了》

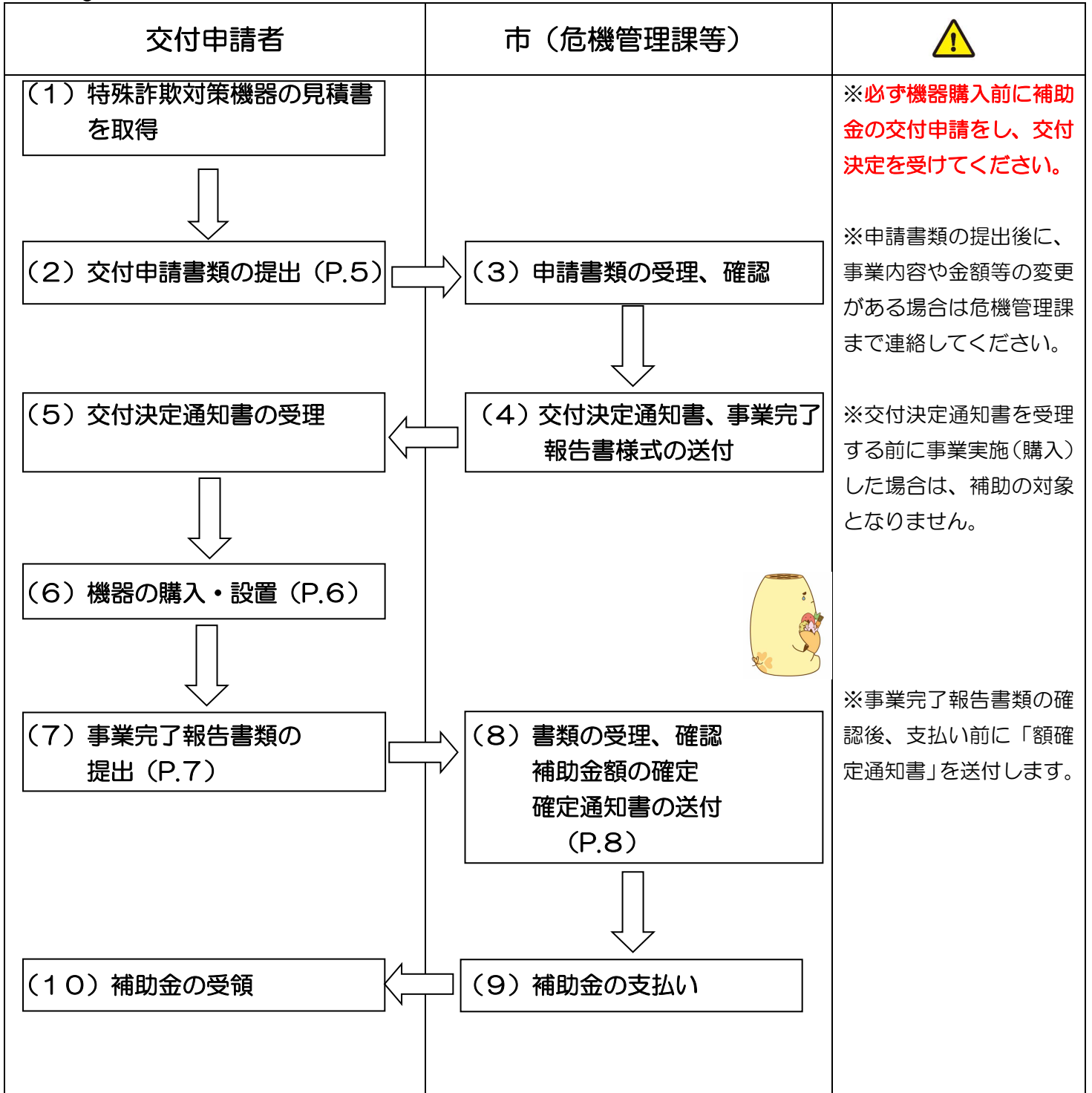
令和9年2月26日までに、事業の完了報告書を提出

8. 申請の受付場所

愛西市企画政策部危機管理課（本庁舎北館3階）、各支所

・ ・ 2. 補助金の手続きについて ・ ・

1. 申請から補助金交付までの流れ



2. 交付申請書類の提出について

- **必要書類**…以下の書類が必要です。

様式 ※P9, P10参照

- 1) 交付申請書（様式第1号）・・・（書類①）

添付書類

- 2) 特殊詐欺対策機器の購入及び設置に係る見積明細書の写し
- 3) 特殊詐欺対策機器の規格が分かる取扱説明書、カタログ等の写し

➤ 様式について

申請書は市ホームページから印刷するか、危機管理課（愛西市役所 北館3階 7番窓口）・支所に用紙が設置してあります。

➤ 提出先

企画政策部 危機管理課（愛西市役所 北館3階 7番窓口）または、各支所（立田・八開・佐織）の窓口へ提出してください。

見積書の注意点

- 実際に事業を実施する予定の見積書を添付してください。
- 適正な日付が記載されているものを提出してください。
※日付は、申請書類（書類①）の提出日以前の日付が記載されていることが必要です。
また、申請日が見積書の有効期限内であることをご確認のうえ提出してください。
- 金額と事業内容が記載されているものを提出してください。
※見積書には、「品名」、「単価」、「数量」等、事業内容の詳細が明確に記載されている必要があります。
- インターネットでの購入の際の見積りについては、P.15をご確認ください。

3. 機器の購入・設置について

※機器の購入は、交付決定通知書を受け取った後に行ってください。



事業の変更と中止について

- 機器の種類・金額が変わった、機器の購入を中止することになった場合は、事業を実施する前(購入する前)に、危機管理課までご連絡をお願いします。
⇒ 事業計画変更届の手続きが必要になる場合があります。
- 交付決定後の補助金の増額はできません。

4. 事業完了報告書類の提出について

- **必要書類**…以下の書類が必要です。

様式 ※P11参照

1) 事業完了報告書兼請求書（様式第6号）・・・（書類②）

添付書類

2) 領収書の写し（次の内容が記入されているもの）

①購入者氏名 ※特殊詐欺対策機器使用者又は委任状により申請を委任された者の氏名であること

②金額（機器の購入単価及び設置費がわかるもの）

③日付

④品名

（「特殊詐欺対策機器代」等、特殊詐欺対策機器を購入したことがわかるもの）

⑤購入店

3) 通帳の写し ※特殊詐欺対策機器使用者名義の通帳であること
（銀行名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかるページ）

➤ 様式について

事業完了報告に必要な様式については、「交付決定通知書」と一緒にお送りします。紛失された場合は、市ホームページから印刷するか、危機管理課（愛西市役所北館3階 7番窓口）・支所に用紙が設置してあります。

➤ 提出先


企画政策部 危機管理課（愛西市役所 北館3階 7番窓口）または、各支所（立田・八開・佐織）の窓口へ提出してください。

領収書 提出時の注意点

➤ 適正な日付が記載されているか

日付は、交付決定通知日以後～事業完了報告書類提出日以前の日付が記載されていることが必要です。

5. 補助金額の確定について

 事業完了報告書類の受付後、「補助金額確定通知書」を市から送付
します。

⇒ 事業完了報告後、概ね1か月半で市から補助金を振り込み
ます。

・ ・ 3. 補助金関係書類の記載例 ・ ・

書類①

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

愛西市長 宛て

申請者	住 所	愛西市稲葉町米野〇〇番地
	氏 名	愛西 太郎
	生年月日※	昭和〇〇年〇〇月〇〇日（満〇〇歳）
	電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
	対策機器 使用者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上の一人暮らしの方 <input type="checkbox"/> 65歳以上の方のみで構成される世帯の方 <input type="checkbox"/> 日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の65歳以上の方

特殊詐欺対策機器を使用する方の当てはまる区分の□にレ点を付してください

※年齢は年度末時点の満年齢を記載

愛西市特殊詐欺対策機器購入補助金交付申請書

愛西市特殊詐欺対策機器購入補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記		
購入予定の特殊詐欺対策機器	メーカー	〇〇〇〇
	品名・型番	A B C - 1 2 3
購入予定価格	15,000 円（税込）	
補助金交付申請額	6,000 円	
特殊詐欺対策機器使用者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（委任状必要）	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（満 歳）
	電話番号	

申請者と使用者が異なる場合は委任状が必要となり、使用者欄も全て記入してください

※補助金交付申請額：特殊詐欺対策機器の購入予定価格×1/2
（上限6,000円。100円未満の端数は切り捨て）

※購入時に購入予定価格を上回った場合においても、補助金額は増額されません。

※補助金の振込先口座の名義人は、特殊詐欺対策機器使用者であること。

添付書類

添付書類を揃えて交付申請してください

- (1) 特殊詐欺対策機器の購入及び設置に係る見積明細書の写し
- (2) 特殊詐欺対策機器の規格が分かる取扱説明書、カタログ等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(裏面)

誓約書

誓約事項 (□にレ点を付してください)

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

<input checked="" type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。 また、同一の世帯員も他の補助金の交付を受けていないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。(過去も含む) また、同一の世帯員もこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	愛知県内の他市町村で、同種の補助金の交付を受けていないこと。(過去も含む) また、同一の世帯員も同種の補助金の交付を受けていないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	特殊詐欺対策機器購入後に生じた問題等について、市及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	購入予定の特殊詐欺対策機器は新品であること。
<input checked="" type="checkbox"/>	購入予定の特殊詐欺対策機器については、原則、補助金の交付の日から3年間は使用すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還すること。

全ての□にレ点を付してください。レ点が無い場合は受け付け出来ません

補助金の交付申請の審査のため、住民票について、市担当職員が確認することについて同意します。

申請者氏名 愛西 太郎

書類②

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

愛西市長 宛て

申請者	住 所	愛西市稲葉町米野〇〇番地
	氏 名	愛西 太郎
	電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

申請者と使用者が異なる場合は委任状が必要となり、使用者欄も全て記入してください

特殊詐欺対策機器使用者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（委任状必要）	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() -

市から送付した交付（変更）決定通知書に記載の内容を記入してください

愛西市特殊詐欺対策機器購入補助金事業完了報告書兼請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇愛西危第〇〇〇号で交付（変更）決定のあった愛西市特殊詐欺対策機器購入補助金については、事業完了を報告し、下記のとおり愛西市特殊詐欺対策機器購入補助金を請求します。

記

- 1 購入価格 金 15,000 円
- 2 事業（機器設置）完了日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 3 交付請求額 金 6,000 円

※購入価格が交付決定から変更がある場合は、交付請求額は次のとおりとする。

交付請求額＝購入価格×1/2（上限6,000円。100円未満は切り捨て）

ただし、交付決定額を上回る場合は交付決定額とする。

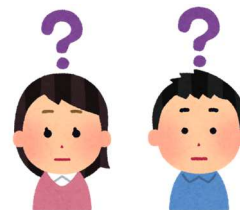
金融機関名	愛西	銀行・信用金庫 農協・信用組合	愛西	本店 支店
フリガナ	あいさい たろう	口座番号		普通 当座
口座名義人	愛西 太郎	1 2 3 4 5 6 7		

添付書類

- (1) 領収書の写し（補助対象経費に係る代金の支払手続が完了したことを証する書類）
- (2) 補助金の振込先が分かる通帳等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

添付書類を揃えて完了報告してください

・ ・ 4. よくある質問 ・ ・



Q1 特殊詐欺対策機器とはどのような機器か

- A1
- ・ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器
 - ・ 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器
 - ・ 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

Q2 特殊詐欺対策機器の金額はいくら位のものがあるか。

- A2
- ・ 特殊詐欺対策機器には、既に所有の固定電話機に接続する機器を購入する後付けの場合と機能を備えた固定電話機を新たに購入する場合に分かれます。
 - ・ 後付け機器を購入する場合は8千円から1万円程度、新たに固定電話機を購入する場合は1万円から3万円程度の機器が主流になります。

Q3 補助対象の特殊詐欺対策機器の指定はあるか。

- A3 指定はありません。商品のカタログ等により必要な機能を備えているか確認いたします。

Q4 対象となる機器は何を見ればわかるのか。

- A4 公益財団法人全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨目録の中の固定電話機に関するものが主な対象となります。それ以外の機器を購入希望される場合は危機管理課へご相談いただければ補助対象となるか確認いたします。

Q5 中古の機器でもよいか。

- A5 中古は補助対象外となります。故障時の補償や継続的な利用に支障がある可能性がありますので対象外としています。

Q6 スマートフォンも対象となるのか。

A6 対象外となります。固定電話機への補助となります。

Q7 65歳以上の方のみで構成される世帯構成員となるが、どのような世帯が対象となるのか。

A7 対象については、

- ① ひとり暮らしの高齢者
- ② 高齢者のみで構成される世帯の構成員
- ③ 日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者となります。

Q8 なぜ、補助対象者を65歳以上としているのか。

A8 特殊詐欺については、被害に合われる方の88.4%が65歳以上であることから、補助対象を65歳以上としています。

Q9 日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者、についても補助対象となるが、どのように判定するのか。

A9 交付申請時に、日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯であることを記載(✓)していただくことより、受け付けます。

Q10 世帯に電話機が2台ある場合、2台分を申請してもよいか。

A10 1世帯で1台分の申請のみ受け付けます。

Q11 同じ敷地内に母屋が分かれている世帯の取扱いは。

A11 住民票上の世帯で判断いたしますので、母屋が分かれていることにより取扱いが変わるものではありません。

Q12 申請を行う前に機器を購入してもよいか。

A12 必ず購入前に交付申請が必要となります。交付決定通知を受領後に購入していただくこととなります。領収書などで交付決定後の日付を確認いたします。

Q13 申請の受付方法は。いつから申請を受け付けるか。

A13 ・令和8年4月1日より順次申請を受け付けます。
・事前申請方式とし、申請の機器が適合するか、補助対象者として適合するかどうか確認の上、交付決定をいたします。

Q14 いつまでに申請を行う必要があるか。

A14 補助金交付申請時に令和9年2月末までに購入事業が完了することを条件として申請を受け付けます。

Q15 申請に当たってどのような書類が必要か。

A15 特殊詐欺対策機器の交付申請にあたっては、
① 特殊詐欺対策機器の購入及び設置に係る見積明細書
② 特殊詐欺対策機器の規格が分かる取扱説明書、カタログ
が必要となります。
完了報告兼請求時にあたっては
① 補助対象経費に係る領収書の写し
② 通帳等の写し
が必要となります。

Q16 一度設置したら、特殊詐欺対策機器は何年程度使っていなければならないか。

A16 財産処分の制限として、補助金交付から3年以内に譲渡、売却等された場合は、補助金の返還を求める場合があります。

Q17 交付決定後に購入しようとしていた機器を変更しようとする場合、変更申請についても購入する前に提出し、変更交付決定後に機器を購入しなければならないか。

A17 計画変更届をあらかじめ提出していただき、変更交付決定後に機器を購入していただく必要があります。

Q18 交付決定後に購入しようとしていた機器について、機器の価格が安くなった（高くなった）場合、変更申請についても購入する前に提出し、変更交付決定後に機器を購入しなければならないか。

A18 補助対象経費に変更があった場合は、計画変更届をあらかじめ提出していただき、変更交付決定後に機器を購入していただきますが、補助対象経費の10%以内の補助金の額の変更の場合は、軽微な変更として計画変更届の提出は必要ありません。

Q19 申請を代理で行うことは可能か。

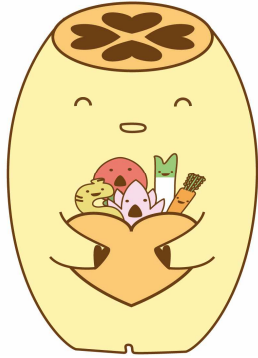
A19 委任状による代理申請は可能となります。

Q20 インターネットでの購入は可能か。

A20 可能ですが、インターネットは短期間で価格が変動することがあります。交付決定後の補助金額の増額はできませんので、交付決定後に価格変動があり購入価格の増額があった場合は、増額分は申請者の負担となります。

Q21 インターネットで購入予定だが、見積書が取得できない場合はどうすればよいか。

A21 物品名と金額が記載された画面を印刷したものを提出してください。



何かご不明な点がございましたら、お気軽
に危機管理課までお問い合わせください。

特殊詐欺対策機器購入費補助金マニュアル

発行：企画政策部 危機管理課（愛西市役所 北館3階 7番窓口）

住所：〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

電話：(0567)55-7130（直通） FAX：(0567)26-5516

メール：kikikanri@city.aisai.lg.jp

令和6年4月発行

令和8年4月改訂